

## 第1条 感染対策に関する基本的考え方

医療機関は感染症患者と感染症に罹患しやすい患者とが同時に存在する環境にあり、必然的に患者・職員への感染症伝播リスクを伴っている。安全で快適な医療環境を提供するため、院内感染を未然に防止するとともに、ひとたび感染症が発生した際には拡大防止のために、その原因を速やかに特定して、これを制圧・終息させることが重要である。院内感染防止対策を全職員が把握し、公立野辺地病院の理念に則った医療を提供できるよう本指針を作成する。

## 第2条 院内感染対策推進のための組織管理体制

### 1 院内感染対策委員会

1) 院内感染対策に関する院内全体の問題点を把握し改善策を講じるなど院内感染対策活動の中核的な役割を担うために、院内の組織横断的な院内感染対策委員会(以下「委員会」という。)を設置し、毎月1回定期的に開催する。また、必要な場合委員長は、臨時委員会を開催することができる。

2) 委員会の委員は、事業管理者、病院長、診療科医師、薬剤科、看護科、臨床検査科、診療放射線科、臨床工学科、リハビリテーション科、栄養科、事務局、地域包括支援センター、居宅介護支援事業所、訪問看護ステーションの各部門責任者、および病院長が必要と認めた委託事業者等を以って組織する。

3) 委員長は、委員会の検討結果を運営連絡会議等に報告する。

### 4) 所掌事項

① 院内感染対策指針及び院内感染対策マニュアルの作成・見直しに関すること。

※ 院内感染対策マニュアルの遵守について、全職員に周知徹底を図り感染対策に努めるとともに、最新の知見を取り入れ年1回程度の見直しを図ること。

② 院内感染対策に係る調査、企画に関すること。

③ 院内感染発生状況の監視(サーベイランス等)に関すること。

④ 院内感染が発生した場合における緊急対策に関すること。

⑤ 院内感染対策に係る情報収集・交換に関すること

⑥ 院内感染対策に係る職員及び患者教育に関すること。

⑦ 院内感染対策におけるコンサルテーションに関すること。

⑧ 職員研修の企画に関すること。

⑨ 職員の健康管理に関すること。

⑩ 患者の疑問、不安等の日常的な把握に関する事項に関すること。

⑪ その他院内感染対策に関し必要な事項に関すること。

## 2 感染制御チーム(ICT)

- 1) 病院長等または委員会は、院内の職種及び部門間の連携を強め、院内横断的な活動を行うことを目的として、感染制御チームを設置することができる。
- 2) 感染制御チームは院内感染防止に係る調査、監視、企画の他、院内感染発生時に迅速な対策の立案を行い、事業管理者、病院長等に報告・承認を得たうえで、委員会に助言・提言を行う。
- 3) チームのメンバーは、感染対策関連の有資格者を中心に構成することとし、病院長が任命する。
- 4) 委員長は、ICTでの検討結果を病院長および院内感染対策委員会にて報告する。
- 5) 所掌事項
  - ① 感染対策に関する医療上、看護上のアドバイスに関すること。
  - ② 医療関連感染に関わる検出菌の監視と介入に関すること。
  - ③ 院内の定期的なラウンドの実施に関すること。
  - ④ 抗菌薬の適正使用の推進に関すること。
  - ⑤ アウトブレイクや種々の感染症に対する可及的速やかな対策に関すること。
  - ⑥ 職員への教育に関すること。
  - ⑦ サーベイランスに関すること。
  - ⑧ 感染対策マニュアルの見直し、改訂および周知に関すること。
  - ⑨ 職業感染対策に関すること。
  - ⑩ 他施設との連携、及びコンサルテーションに関すること。
  - ⑪ 針刺し・切創などの発生防止ならびに分析と対策に関すること。
  - ⑫ その他、ICTが必要と認められた事項に関すること。

## 3 専従感染管理者および専任感染対策担当者

- 1) 病院長等は、日常の院内感染の把握と必要時に応じた対策、および職員の教育などを担う者として専従感染管理者を任命することができる。
- 2) 専従感染管理者は、医師または看護師、臨床検査技師の中から適切な研修を受けた者を任命する。専従感染管理者は、医療安全対策室に籍を置き専従としてその任に当たる。
- 3) 専任感染対策担当者は、薬剤師および臨床検査技師から各1名以上を病院長が任命する。
- 4) 所掌事項
  - ① 院内感染事例の把握とその対策の指導
  - ② 院内感染対策の実施状況の把握とその対策の指導
  - ③ 院内感染発生状況のサーベイランスの情報分析、評価と効果的な感染対策の立案
  - ④ 院内感染対策マニュアルの遵守状況の把握と指導
  - ⑤ 定期巡回の実施とその記録
  - ⑥ 感染関連における相談への対応
  - ⑦ 薬剤耐性菌検出症例の把握

### 第3条 全職員研修(委託職員含む)

- 1) 全職員研修は、院内感対策の基本的考え方及び具体的方策について職員に周知徹底を行うことにより、個々の職員の院内感染対策に対する知識を深め、業務を遂行するうえでの技能やチームの一員としての意識の向上を図ることを目的に実施する。
- 2) 全職員研修は、病院等全体に共通する院内感染対策に関する内容等、職場の実情に即した内容について、採用時の初期研修1回その他、全職員を対象に年2回程度研修会を開催する。また、必要に応じて随時開催する。
- 3) 研修の実施内容(開催又は受講日時、出席者、研修項目、評価、感想など)及び外部研修の参加実績を記録・保存する。

### 第4条 感染症の発生状況の報告及び院内感染発生時の対応

- 1) 院内感染を予防するため、「感染情報レポート」等を週1回作成し、回覧板にて全職員へ発信することにより、感染症発生状況の報告を速やかに行いスタッフの情報共有を図るとともに、院内感染対策委員会で再確認等して活用する。
- 2) アウトブレイク発生時には、専従感染管理者は、速やかに病院長および事業管理者、委員長に報告し院内感染対策委員会を開催し、別途定める感染対策マニュアルに従い、発生の原因究明のための調査・情報収集を行い、改善策を立案し全職員へ周知徹底するとともに実施状況を監視する。その状況及び患者への対応等を委員会に報告する。

### 第5条 患者に対する閲覧

- 1) 本指針は患者、家族等から閲覧の求めがあった場合には、これに応じるものとする。
- 2) 患者等に対しては、疾病の説明とともに感染予防の基本についても説明し、理解を得た上で協力を求める。

### 第6条 その他の医療機関内における院内感染対策の推進

- 1) 全職員に病院の院内感染対策を周知するため、委員会が別に定めた院内感染対策マニュアルを各部署に配布する。
- 2) 院内感染対策上の疑義が生じた場合には、院内感染対策委員会で協議する。

### 第7条 本指針の改廃手続き

- 1) 本指針の改廃は、医療安全対策室 感染管理部門で立案し、院内感染対策委員会の承認を得るものとする。また、指針の内容について、毎年院内感染対策委員会で審議し、記録して保存する。

令和5年5月24日一部改正